

## 限定承認 宅建 H14-12-2 《#598》

【問】正誤をつけよ。

相続人が数人あるときは、限定承認は、共同相続人の全員が共同してのみこれを行うことができる。

【答え】正しい

### 《ポイント1》 共同相続人の限定承認【★頻出基本】

相続人が数人あるときは、**限定承認は、共同相続人の全員**が共同してのみこれを行うことができる。（民法 923 条）

### 《ポイント2》 相続の承認又は放棄をすべき期間【★頻出基本】

相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から**3か月以内**(熟慮期間・考慮期間)に、相続について、**単純もしくは限定の承認又は放棄をしなければならない**。（民法 915 条 1 項本文）

⇒ **熟慮期間内に、限定承認・放棄をしなかったときは、単純承認をしたものとみなす**（民法 921 条 2 号）